平成２３年（フ）第３６５３号
大阪府箕面市箕面６－５－１　グリーンマンション304号、住民票上の住所大阪府高槻市城南町２丁目17番19号
債務者　信田　昌美
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６５６号
大阪市旭区清水４丁目６番10号　白樺ハイツ211号、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒392番地　ピレステージ飾磨308号
債務者　中田　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６号
岩手県北上市下江釣子11地割144番地２
債務者　伊藤　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５４号
岩手県花巻市大迫町大迫第13地割８番地８
債務者　佐藤　貴之
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２５７号
埼玉県越谷市大字平方1834番地42
債務者　梶塚　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
埼玉県八潮市中央１丁目７番地16コーポホシノ101
債務者　阿部トモ子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
新潟県長岡市上除町甲130番地10
債務者　前田ひろこ
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
新潟県柏崎市大和町９番41号
債務者　金子由美子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３５５２号
札幌市中央区宮の森４条11丁目20番１―103号、申立時の住所札幌市西区西野１条３丁目２番30―407号
債務者　奈良まゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４８号
札幌市南区南33条西９丁目１番１号
債務者　林　　千尋
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９８号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目52番地321上町パークハイツ301号
債務者　堂地　文昭
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１６号
札幌市東区北37条東３丁目２番11号　メゾンエクレーレ北37条406号
債務者　関根　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６４号
札幌市西区発寒12条３丁目３番１号
債務者　小山内貴啓
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２７号
札幌市西区発寒７条11丁目２番17―306号
債務者　本庄　　力
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５２号
札幌市東区北22条東18丁目３番28号　リベルティ22―102号
債務者　高橋　幹生
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５３号
札幌市東区北22条東18丁目３番28号　リベルティ22―102号
債務者　高橋　節子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７５号
札幌市清田区清田１条３丁目３番31―206号
債務者　矢部　祐子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部